

○財務省告示第百九十九号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十四年五月二十一日に発行した割引短期国
債の発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十四年六月七日

財務大臣 安住 淳

一 名称及び記号 国庫短期証券（第二百八十回）

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十
九年法律第二十三号）第四十六
条第一項
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定

三 振替法の適用等
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に行われる入札
であつて、財務大臣が各国債市
場特別参加者ごとに応募限度額
を定めるものによる発行（以下
「国債市場特別参加者・第I非
価格競争入札発行」という。）

四 発行方法
価格競争入札発行
（以下「価格競争入札発行」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に行われる入札
であつて、財務大臣が各国債市
場特別参加者ごとに応募限度額
を定めるものによる発行（以下
「国債市場特別参加者・第I非
価格競争入札発行」という。）

五 募入決定の
方法
各申込みのうち応募価格の高い
ものからその応募額を順次割り
当てる。

十一 一 発 行 価 格 日	九 振 替 単 位	八 額 最 低 面 金	七 イ 払 込 金 額						六 イ 発 行 額																
			行	争	非	者	特	国	入	価	行	争	非	者	特	国	入	価	行	争	非	者	特	国	
			入	札	格	・	第	加	場	行	入	札	格	・	第	加	場	行	入	札	格	・	第	加	場
			札	格	・	第	加	場	行	入	札	格	・	第	加	場	行	入	札	格	・	第	加	場	行
			札	格	・	第	加	場	行	入	札	格	・	第	加	場	行	入	札	格	・	第	加	場	行
			札	格	・	第	加	場	行	入	札	格	・	第	加	場	行	入	札	格	・	第	加	場	行
			札	格	・	第	加	場	行	入	札	格	・	第	加	場	行	入	札	格	・	第	加	場	行
			札	格	・	第	加	場	行	入	札	格	・	第	加	場	行	入	札	格	・	第	加	場	行
			札	格	・	第	加	場	行	入	札	格	・	第	加	場	行	入	札	格	・	第	加	場	行
平成二十四年五月二十一日	振替法の規定による最低額と	千万円								二兆三千八百四十三															各国債市場特別参加者ごとの応募

十六	十五	十四	十三														口	イ	
払込期日	者入札参加	場所参加	元金支払額	償還金額	償還金支払額	償還期	行争入札発	争入札発	非価競	者第I	特別参加	国債市場	入札発行	価格競争					
平成二十四年五月二十一日	財務大臣から通知を受けた者		日本銀行	額面金額	償還金を支払う。	当たるときは、その翌営業日に	ただし、償還期が銀行休業日に	平成二十五年五月二十日											
												十銭一厘	額面金額	十銭以上の	額面金額				
												百円につき九十九円九	百円	のそれの応募価格	百円につき九十九円九				